

令和5年度指定管理者運営状況検証シート

1 施設名等

令和6年3月31日現在

施設名 (設置年月日)	愛媛県障がい者更生センター (昭和58年10月1日)	所在地 電話番号	愛媛県松山市道後町二丁目12番11号 089-925-2013 https://www.yurinso.jp/			
県所管課	保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課	指定管理者の名称	社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団			
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日(5年間)	利用料金制	○	あり		なし

2 施設の概要と指定管理者が行う業務等

設置目的	身体に障がいのある人々又はその家族に対し、宿泊、レクリエーションその他休養のための便宜を供与することを目的とする。	施設の外観 
施設内容	宿泊室(和室4人4室、洋室2人5室、和室14人1室、和洋室5人1室)、大広間、会議室、小会議室、娛樂室、食堂、厨房、喫茶コーナー、ロビー、温泉大・中浴場、家族浴室、身障者用トイレ、多目的トイレ、ランドリーコーナー、事務室、支配人室、フロント	
指定管理者が行う業務	①更生センターの事業の実施に関する業務 ②更生センターの利用の許可に関する業務 ③更生センターの利用に係る料金の収受に関する業務 ④更生センターの利用の促進に関する業務 ⑤更生センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 ⑥その他知事が定める業務	
施設の管理体制	支配人(1) 副支配人(1) 事務員(3)(事務局と兼務) 応接員(7) 調理員(1) 嘱託調理員(3) 警備員(2)(法人他施設と兼務) 日々雇用応接員(1) パート業務員(1) パート調理員(2) パート応接員(5)	

3 検証のための指標の推移

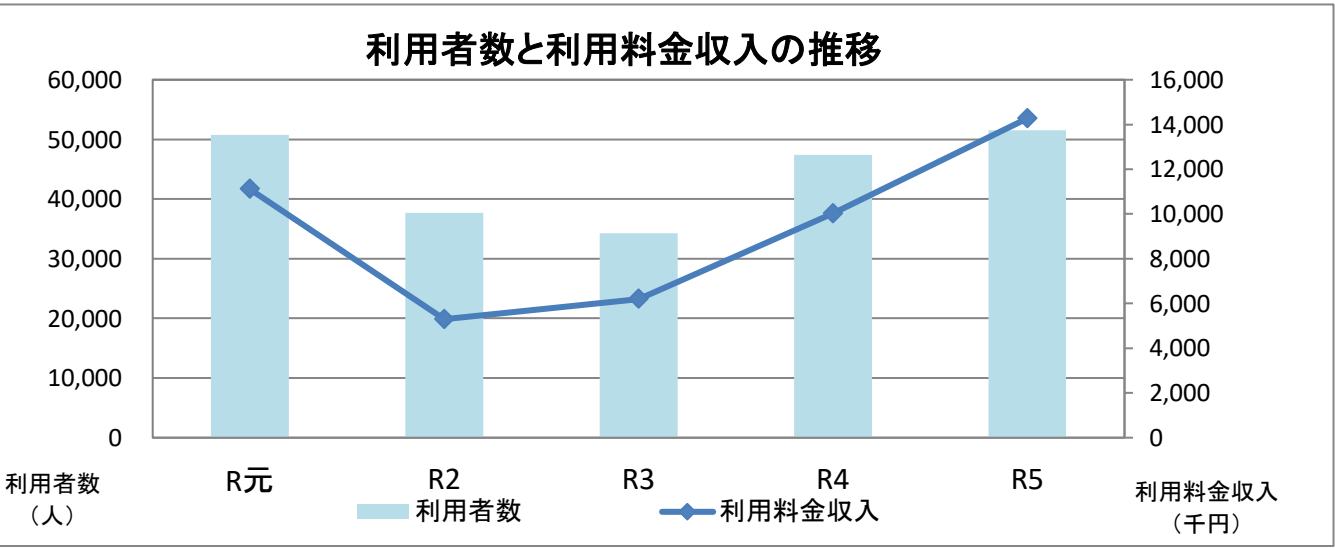
(1)利用者数

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用者数	50,786 人	37,698 人	34,289 人	47,420 人	51,544 人

(2)収支状況

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 入 (A)	103,184 千円	87,905 千円	89,493 千円	104,688 千円	117,811 千円
	委 託 料	37,637 千円	37,975 千円	38,140 千円	44,948 千円
	委託料(補正額)※	— 千円	18,311 千円	17,831 千円	— 千円
	利用料金収入	11,117 千円	5,297 千円	6,202 千円	10,022 千円
	その他収入	54,430 千円	26,322 千円	27,485 千円	36,950 千円
支 出 (B)	103,184 千円	87,905 千円	89,493 千円	104,688 千円	117,811 千円
	事業費	18,923 千円	9,203 千円	9,778 千円	14,096 千円
	維持管理費	8,614 千円	9,030 千円	9,317 千円	10,151 千円
	人件費	53,307 千円	50,080 千円	48,021 千円	53,369 千円
	その他支出	22,340 千円	19,592 千円	22,377 千円	27,072 千円
収(A) - 支(B)	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円

(※)新型コロナウイルスの影響等により、補正予算で増額した委託料を記載



(※2)収支状況に大きく影響を及ぼした要因があった場合、その内容

感染症の5類移行等により、利用者数は51,544人(前年度比4,124人増)、宿泊料等収入は、14,272,350円(前年度比4,250,700円増)、飲食料等収入は、40,708,219円(前年度比19,842,310円増)と令和4年度から増加したものの、飲食材料費をはじめとする物価高騰の影響や浴室温度制御機器等修繕で1月29日から3月1日までの33日間、宿泊及び日帰り入浴を休止したことなどにより委託料が増額した。

4 管理運営の評価

(1) 提供サービスや利便性の向上のための取組み

指定管理者の自己検証		県施設所管課の検証	
○予約時に可能な範囲で障がい種別や食事の希望等を聞きとるなど、職員間で情報を共有することで、安心・安全に施設の利用ができるよう努めている。また、身体障がい者福祉センターとの一体利用やねりんピック開催時の宿泊を受け入れるなど、障がい者の利用に支障のない範囲で、利用促進を図るとともに、開設40周年記念キャンペーンを実施するなど広報活動にも取り組んだ。		新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、県内外の利用者数もコロナ前の水準まで概ね回復しており、引き続き職員の感染防止意識を高めながら、安全・安心して利用できる環境づくりに努めている。	評 価
			A

(2) 施設の適正な維持管理のための取組み

指定管理者の自己検証		県施設所管課の検証	
○職員による施設内外部の巡回点検のほか専門業者に委託し法定点検及び保守業務を実施し、設備の安全の確保、機能保持を行った。 ○温室温度制御機器等修繕や給油ボイラー等の修繕を実施するなど、利用者が快適で安全・安心に利用できる環境整備に努めた。 ○備品及び物品については、関係規程に基づき適切に管理を行った。		職員による施設内外部の巡回点検を実施したほか、専門業者へ点検や保守業務を委託し、仕様書に定める業務基準に沿った維持管理がなされている。 また植栽管理や清掃を実施し、良好な衛生環境の維持、美観に配慮した管理がされている。	評 価
			A

(3) 利用者からの評価と、意見を反映させるための取組み

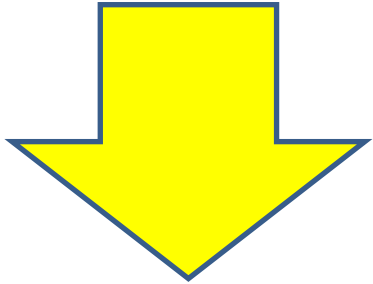
指定管理者の自己検証		県施設所管課の検証	
○客室やロビー・食堂などにアンケートボックスを設置し、来館者からの意見をいただき、改善に努めた。なお、迷惑行為や職員へのクレーム等が継続する場合には、利用を断るなどの毅然とした対応をとることとしている。		施設利用者からの意見等をもとに、サービス内容の見直しや備品の設置等、要望に対し、適切に対応している。	評 価
			A

(4) 施設関連情報の発信のための取組み

指定管理者の自己検証		県施設所管課の検証	
○ホームページの魅力度アップを図るため、予約状況や季節のおすすめ宴会コースなどの新着情報を継続的に更新し、社会福祉事業団ホームページとも連動させ、利用促進につながる情報を掲載した。		ホームページへの情報掲載や障がい者団体が発行する機関誌への広告掲載等、様々な媒体を活用し、情報発信に取り組んでいる。 身体障がい者スポーツ協会やアートサポートセンターとの連携を図り、協会、センターの主催する行事に弁当を提供するなど、機会をとらえて広報活動を行った。	評 価
			A

【評価基準】

- S・・・仕様書等で示した基準以上の顕著な成果が挙げられており、指定管理者制度導入の効果が特に認められるもの
- A・・・仕様書等で示した基準以上の成果が挙げられており、指定管理者制度導入の効果が認められるもの
- B・・・仕様書等で示した基準と同程度の成果が挙げられているもの
- C・・・仕様書等で示した基準をおおむね満たしているが、一部工夫や改善を期待するもの



(5) 指定管理者制度の導入による効果と課題の検証

県施設所管課の総括	
新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、利用者数、利用料金収入は回復傾向にあり、利用者数、利用料金とも堅調に推移している。新型コロナウイルス感染症対応BCPに基づくアフターコロナについての研修会を実施したほか、館内のアルコール消毒等の予防対策やマスク着用や手指消毒、体調確認など徹底した新型コロナウイルス感染症の感染症対策を行ったうえで、利用制限を緩和して事業実施を行っている成果と考える。 また、他施設との連携向上により、共通経費の経費節減や共同イベントの開催を行う等指定管理者制度を導入しているからこそその効果が認められる。 今後も、障がい者福祉、センター設置の目的に資する更なる福祉サービスの向上に努めていただきたい。	